



公告

長野県男女共同参画センターの管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせますので、その候補者を次のとおり募集します。

平成20年7月22日

長野県知事 村井 仁

1 施設の概要等

(1) 名称

長野県男女共同参画センター

(2) 所在地

長野県岡谷市長地権現町四丁目11番51号

(3) 設置目的

男女共同参画社会の促進に関する施策を実施し、並びに県民及び事業者による男女共同参画社会づくりに関する活動を支援する。

(4) 施設の概要

建設年月	昭和59年8月
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造地上3階（一部4階）
敷地面積	5135.8m ²
延床面積	3351.6m ²
主な施設	ホール（定員504名）等（長野県男女共同参画センター指定管理者管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）に記載のとおり。）

2 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31までの3年間

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりです。（詳細は、長野県男女共同参画センター指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）及び仕様書によります。）

(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) 長野県男女共同参画センターの利用の許可に関する業務

(3) 長野県男女共同参画センターの利用に係る料金に関する業務

(4) (1)から(3)までに掲げる業務に附帯する業務

4 応募資格

応募をする者は、次のいずれにも該当する者であることが必要です。

(1) 法人その他の団体であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に該当しない者であること。

(3) 管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）及び建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（昭和60年7月30日60監第288号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本県又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。

(5) 県税その他の租税の滞納がない者であること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続の開始の決定があった者でないこと。

(7) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

5 現地説明会の開催

応募しようとする者を対象として、次のとおり説明会を開催します。

(1) 日時 平成20年8月1日（金）

13時30分から15時30分まで

(2) 場所 長野県男女共同参画センター

(3) その他

説明会に参加しようとする者は、平成20年7月29日（火）17時までに、長野県企画部人権・男女共同参画課（郵便番号380-8570（県庁専用郵便番号）、所在地：長野県長野市大字南長野字幅下692-2、ファクシミリ：026（235）7389、電子メール：jinken-danjo@pref.nagano.jp）へ申し込んでください。

6 応募の手続

(1) 募集要項及び仕様書の交付

募集要項及び仕様書は、上記5の説明会において交付するほか、長野県企画部人権・男女共同参画課で交付します。なお、長野県ホームページ（http://www.pref.nagano.jp/kikaku/danjo/danjo_da_menu.htm）からダウンロードできます。

(2) 応募方法

申請書に、次の書類を添付して、長野県企画部人権・男女共同参画へ提出してください。

ア 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

イ 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの

ウ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類

エ 役員の名簿及び履歴書

オ 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類

カ 申請者が4の(4)の応募資格に該当する旨の誓約書

キ その他募集要項に定める書類

(3) 受付期間

平成20年8月18日（月）から9月5日（金）正午まで（郵送による応募は、9月5日正午までに到着のものに限り受け付けます。）

7 指定管理者の指定の手続等

指定管理者は、応募の中から男女共同参画センター指定管理者選定委員会においてその候補者を選定し、議会の議決を経て指定します。なお、候補者への申請が多数あった場合には、選定委員会による候補者選定の前に予備審査を行い、選定委員会の審査

対象とする者を予め絞る場合があります。

8 その他

- (1) その他詳細については、募集要項及び仕様書によります。
- (2) この募集について不明な事項は、長野県企画部人権・男女共同参画課（電話 026（235）7102）に問い合わせてください。
- (3) この募集に際して収集する個人情報は、指定管理者の候補者の選定に必要な範囲でのみ利用します。

人権・男女共同参画課

公告

長野県飯田創造館の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせますので、その候補者を次のとおり募集します。

平成20年7月22日

長野県知事 村井 仁

1 施設の概要等

- (1) 名称
長野県飯田創造館
- (2) 所在地
長野県飯田市小伝馬町1-3541-1
- (3) 設置目的
住民福祉の増進に寄与することを目的として、一般住民に文化活動の場を提供する。
- (4) 施設の概要

建設年月	昭和54年12月
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造地上4階
敷地面積	2,377.36m ²
延床面積	2,411.35m ²
主な施設	学習室等（長野県飯田創造館指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に記載のとおり）

2 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31までの3年間

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりです（詳細は、募集要項及び長野県飯田創造館管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）によります。）。

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 長野県飯田創造館の利用の許可に関する業務
- (3) 長野県飯田創造館の利用に係る料金に関する業務
- (4) 文化の振興に資する事業の企画及び実施に関する業務
- (5) (1)から(4)までに掲げる業務に附帯する業務

4 応募資格

応募をする者は、次のいずれにも該当する者であることが必要です。

- (1) 法人その他の団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に該当しない者であること。
- (3) 管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）及び建設工事等

入札参加資格者に係る指名停止要領（昭和60年7月30日60監第288号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本県又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。
- (5) 県税その他の租税の滞納がない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続の開始の決定があった者でないこと。
- (7) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

5 応募の手続

- (1) 募集要項及び仕様書の交付

募集要項及び仕様書は、長野県企画部生活文化課（郵便番号380-8570（県庁専用郵便番号）、所在地：長野県長野市大字南長野字幅下692-2）で交付します。

なお、長野県公式ホームページ（<http://www.pref.nagano.jp/kikaku/seikatsu/kashokai.htm>）からダウンロードできます。

- (2) 応募方法

申請書に、次の書類を添付して、長野県企画部生活文化課へ提出してください。

- ア 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- イ 申請日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの
- ウ 申請日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類
- エ 役員の名簿及び履歴書
- オ 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類
- カ 申請者が4の(4)の応募資格に該当する旨の誓約書
- キ その他募集要項に定める書類

- (3) 受付期間

平成20年8月18日（月）から9月5日（金）正午まで

6 現地説明会の開催

長野県飯田創造館の施設について説明するため、次のとおり現地説明会を開催します。

- (1) 日時 平成20年7月30日（水）午前9時30分から

- (2) 場所 長野県飯田創造館

- (3) その他

現地説明会に参加しようとする者は、平成20年7月28日（月）までに、所定の用紙により長野県企画部生活文化課へ申し込んでください。

7 指定管理者の指定の手続等

指定管理者は、応募者の中から県立文化施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）においてその候補者を選定

し、議会の議決を経て指定します。なお、応募者が多数あった場合には、選定委員会による候補者選定の前に予備審査を行い、選定委員会の審査対象とする者を予め絞る場合があります。

8 その他

- (1) その他詳細については、募集要項及び仕様書によります。
- (2) この募集について不明な事項は、長野県企画部生活文化課（電話 026（235）7442）に問い合わせてください。
- (3) この募集に際して収集する個人情報は、指定管理者の候補者の選定に必要な範囲でのみ利用します。

生活文化課

公告

長野県佐久創造館の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2 第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせますので、その候補者を次のとおり募集します。

平成20年7月22日

長野県知事 村井 仁

1 施設の概要等

(1) 名称
長野県佐久創造館

(2) 所在地
長野県佐久市猿久保55

(3) 設置目的
住民福祉の増進に寄与することを目的として、一般住民に文化活動の場を提供する。

(4) 施設の概要

建設年月	昭和55年12月
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造地上2階
敷地面積	10,265.19m ²
延床面積	4,875.66m ²
主な施設	学習室等（長野県佐久創造館指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に記載のとおり）

2 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりです（詳細は、募集要項及び長野県佐久創造館管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）によります。）。

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 長野県佐久創造館の利用の許可に関する業務
- (3) 長野県佐久創造館の利用に係る料金に関する業務
- (4) 文化の振興に資する事業の企画及び実施に関する業務
- (5) (1)から(4)までに掲げる業務に附帯する業務

4 応募資格

応募をする者は、次のいずれにも該当する者であることが必要です。

- (1) 法人その他の団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4 第2項各号に該当しない者であること。

(3) 管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）及び建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（昭和60年7月30日60監第288号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本県又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。

(5) 県税その他の租税の滞納がない者であること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続の開始の決定があった者でないこと。

(7) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

5 応募の手続

(1) 募集要項及び仕様書の交付

募集要項及び仕様書は、長野県企画部生活文化課（郵便番号380-8570（県庁専用郵便番号）、所在地：長野県長野市大字南長野字幅下692-2）で交付します。

なお、長野県公式ホームページ（<http://www.pref.nagano.jp/kikaku/seikatsu/kashokai.htm>）からダウンロードできます。

(2) 応募方法

申請書に、次の書類を添付して、長野県企画部生活文化課へ提出してください。

ア 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

イ 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの

ウ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類

エ 役員の名簿及び履歴書

オ 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類

カ 申請者が4の(4)の応募資格に該当する旨の誓約書

キ その他応募要項に定める書類

(3) 受付期間

平成20年8月18日（月）から9月5日（金）正午まで

6 現地説明会の開催

長野県佐久創造館の施設について説明するため、次のとおり現地説明会を開催します。

(1) 日時 平成20年7月30日（水）午前9時30分から

(2) 場所 長野県佐久創造館

(3) その他

現地説明会に参加しようとする者は、平成20年7月28日（月）までに、所定の用紙により長野県企画部生活文化課へ申し込んでください。

7 指定管理者の指定の手続等

指定管理者は、応募者の中から県立文化施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）においてその候補者を選定し、議会の議決を経て指定します。なお、応募者が多数あった場合には、選定委員会による候補者選定の前に予備審査を行い、選定委員会の審査対象とする者を予め絞る場合があります。

8 その他

- (1) その他詳細については、募集要項及び仕様書によります。
- (2) この募集について不明な事項は、長野県企画部生活文化課（電話 026（235）7442）に問い合わせてください。
- (3) この募集に際して収集する個人情報は、指定管理者の候補者の選定に必要な範囲でのみ利用します。

生活文化課

公告

長野県県民文化会館の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせますので、その候補者を次のとおり募集します。

平成20年7月22日

長野県知事 村井 仁

1 施設の概要等

- (1) 名称
長野県県民文化会館
- (2) 所在地
長野県長野市若里1丁目1番3号
- (3) 設置目的
県民の文化の振興と福祉の増進を図る。
- (4) 施設の概要

建設年月	昭和57年11月
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造地上4階地下1階
敷地面積	23,581.38m ²
延床面積	22,283.00m ²
主な施設	大ホール、中ホール、小ホール、リハーサル室、展示室、会議室等（長野県県民文化会館指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に記載のとおり）

2 指定期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりです（詳細は、募集要項及び長野県県民文化会館管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）によります。）。

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 長野県県民文化会館の利用の許可に関する業務
- (3) 長野県県民文化会館の利用に係る料金に関する業務
- (4) 芸術文化の振興に資する事業の企画及び実施に関する業務
- (5) (1)から(4)までに掲げる業務に附帯する業務

4 応募資格

応募をする者は、次のいずれにも該当する者であることが必要です。

- (1) 法人その他の団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に該当しない者であること。
- (3) 管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）及び建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（昭和60年7月30日60監第288号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本県又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。
- (5) 県税その他の租税の滞納がない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続の開始の決定があった者でないこと。
- (7) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

5 応募の手続

- (1) 募集要項及び仕様書の交付
募集要項及び仕様書は、長野県企画部生活文化課（郵便番号380-8570（県庁専用郵便番号）、所在地：長野県長野市大字南長野字幅下692-2）で交付します。
なお、長野県公式ホームページ（<http://www.pref.nagano.jp/kikaku/seikatsu/kashokai.htm>）からダウンロードできます。

6 応募方法

- 申請書に、次の書類を添付して、長野県企画部生活文化課へ提出してください。
- ア 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
 - イ 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの
 - ウ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類
 - エ 役員の名簿及び履歴書
 - オ 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類
 - カ 申請者が4の(4)の応募資格に該当する旨の誓約書
 - キ その他募集要項に定める書類

7 受付期間

平成20年8月18日（月）から9月5日（金）正午まで

8 現地説明会の開催

長野県県民文化会館の施設について説明するため、次のとおり現地説明会を開催します。

- (1) 日時 平成20年8月4日（月）午前9時30分から
- (2) 場所 長野県県民文化会館
- (3) その他

現地説明会に参加しようとする者は、平成20年7月31日（木）

までに、所定の用紙により長野県企画部生活文化課へ申し込んでください。

7 指定管理者の指定の手続等

指定管理者は、応募者の中から県立文化施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）においてその候補者を選定し、議会の議決を経て指定します。なお、応募者が多数あった場合には、選定委員会による候補者選定の前に予備審査を行い、選定委員会の審査対象とする者を予め絞る場合があります。

8 その他

- (1) その他詳細については、募集要項及び仕様書によります。
- (2) この募集について不明な事項は、長野県企画部生活文化課（電話 026（235）7442）に問い合わせてください。
- (3) この募集に際して収集する個人情報は、指定管理者の候補者の選定に必要な範囲でのみ利用します。

生活文化課

公告

長野県伊那文化会館の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせますので、その候補者を次のとおり募集します。

平成20年7月22日

長野県知事 村井 仁

1 施設の概要等

- (1) 名称
長野県伊那文化会館
- (2) 所在地
長野県伊那市大字伊那5776番地
- (3) 設置目的
県民の文化の振興と福祉の増進を図る。
- (4) 施設の概要

建設年月	昭和63年12月
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造地上4階地下1階
敷地面積	13,000m ²
延床面積	11,561m ²
主な施設	大ホール、小ホール、美術展示ホール、プラネタリウム等（長野県伊那文化会館指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に記載のとおり）

2 指定期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりです（詳細は、募集要項及び長野県伊那文化会館管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）によります。）。

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 長野県伊那文化会館の利用の許可に関する業務
- (3) 長野県伊那文化会館の利用に係る料金に関する業務
- (4) 芸術文化の振興に資する事業の企画及び実施に関する業務
- (5) (1)から(4)までに掲げる業務に附帯する業務

4 応募資格

応募をする者は、次のいずれにも該当する者であることが必要です。

- (1) 法人その他の団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に該当しない者であること。
- (3) 管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）及び建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（昭和60年7月30日60監第288号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本県又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。
- (5) 県税その他の租税の滞納がない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続の開始の決定があった者でないこと。
- (7) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

5 応募の手続

(1) 募集要項及び仕様書の交付

募集要項及び仕様書は、長野県企画部生活文化課（郵便番号380-8570（県庁専用郵便番号）、所在地：長野県長野市大字南長野字幅下692-2）で交付します。

なお、長野県公式ホームページ（<http://www.pref.nagano.jp/kikaku/seikatsu/kashokai.htm>）からダウンロードできます。

(2) 応募方法

申請書に、次の書類を添付して、長野県企画部生活文化課へ提出してください。

- ア 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- イ 申請日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの
- ウ 申請日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類
- エ 役員の名簿及び履歴書
- オ 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類
- カ 申請者が4の(4)の応募資格に該当する旨の誓約書
- キ その他募集要項に定める書類

(3) 受付期間

平成20年8月18日（月）から9月5日（金）正午まで

6 現地説明会の開催

長野県伊那文化会館の施設について説明するため、次のとおり現地説明会を開催します。

- (1) 日時 平成20年8月4日（月）午前9時30分から

(2) 場所 長野県伊那文化会館

(3) その他

現地説明会に参加しようとする者は、平成20年7月31日（木）までに、所定の用紙により長野県企画部生活文化課へ申し込んでください。

7 指定管理者の指定の手続等

指定管理者は、応募者の中から県立文化施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）においてその候補者を選定し、議会の議決を経て指定します。なお、応募者が多数あった場合には、選定委員会による候補者選定の前に予備審査を行い、選定委員会の審査対象とする者を予め絞る場合があります。

8 その他

- (1) その他詳細については、募集要項及び仕様書によります。
- (2) この募集について不明な事項は、長野県企画部生活文化課（電話 026（235）7442）に問い合わせてください。
- (3) この募集に際して収集する個人情報は、指定管理者の候補者の選定に必要な範囲でのみ利用します。

生活文化課

公告

長野県松本文化会館の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせますので、その候補者を次のとおり募集します。

平成20年7月22日

長野県知事 村井 仁

1 施設の概要等

(1) 名称

長野県松本文化会館

(2) 所在地

長野県松本市大字水汲69番2

(3) 設置目的

県民の文化の振興と福祉の増進を図る。

(4) 施設の概要

建設年月	平成4年7月
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造地上5階地下1階
敷地面積	20,238.67m ²
延床面積	16,497.41m ²
主な施設	大ホール、中ホール、リハーサル室、国際会議室、会議室等（長野県松本文化会館指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に記載のとおり）

2 指定期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりです（詳細は、募集要項及び長野県松本文化会館管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）によります。）。

(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) 長野県松本文化会館の利用の許可に関する業務

(3) 長野県松本文化会館の利用に係る料金に関する業務

(4) 芸術文化の振興に資する事業の企画及び実施に関する業務

(5) (1)から(4)までに掲げる業務に附帯する業務

4 応募資格

応募をする者は、次のいずれにも該当する者であることが必要です。

(1) 法人その他の団体であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に該当しない者であること。

(3) 管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）及び建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（昭和60年7月30日60監第288号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本県又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。

(5) 県税その他の租税の滞納がない者であること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続の開始の決定があった者でないこと。

(7) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

5 応募の手続

(1) 募集要項及び仕様書の交付

募集要項及び仕様書は、長野県企画部生活文化課（郵便番号380-8570（県庁専用郵便番号）、所在地：長野県長野市大字南長野字幅下692-2）で交付します。

なお、長野県公式ホームページ（<http://www.pref.nagano.jp/kikaku/seikatsu/kashokai.htm>）からダウンロードできます。

6 応募方法

申請書に、次の書類を添付して、長野県企画部生活文化課へ提出してください。

ア 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

イ 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの

ウ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類

エ 役員の名簿及び履歴書

オ 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類

カ 申請者が4の(4)の応募資格に該当する旨の誓約書

キ その他募集要項に定める書類

7 受付期間

平成20年8月18日（月）から9月5日（金）正午まで

8 現地説明会の開催

長野県松本文化会館の施設について説明するため、次のとおり現地説明会を開催します。

(1) 日時 平成20年8月5日(火) 午前9時30分から

(2) 場所 長野県松本文化会館

(3) その他

現地説明会に参加しようとする者は、平成20年7月31日(木)までに、所定の用紙により長野県企画部生活文化課へ申し込んでください。

7 指定管理者の指定の手続等

指定管理者は、応募者の中から県立文化施設指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)においてその候補者を選定し、議会の議決を経て指定します。なお、応募者が多数あった場合には、選定委員会による候補者選定の前に予備審査を行い、選定委員会の審査対象とする者を予め絞る場合があります。

8 その他

- (1) その他詳細については、募集要項及び仕様書によります。
- (2) この募集について不明な事項は、長野県企画部生活文化課(電話 026(235)7442)に問い合わせてください。
- (3) この募集に際して収集する個人情報は、指定管理者の候補者の選定に必要な範囲でのみ利用します。

生活文化課

公告

長野県公債を定期償還するため、次のとおり抽せんします。

平成20年7月22日

長野県知事 村井 仁

1 銘柄、償還額及び償還期日

銘 柄	償 還 額	償 還 期 日
平成10年度第2回公債	千円 690,000	平成20年9月25日
平成10年度第3回公債	510,000	平成20年10月24日
平成10年度第5回公債	377,000	平成20年11月25日
平成11年度第2回公債	300,000	平成20年9月25日

2 抽せん期日 平成20年8月6日(水) 午前10時

3 抽せん場所 長野市大字中御所字岡田178番地8

4 抽せん方法 コンピュータ使用によるせん数抽せん

財政課

公告

長野県社会福祉総合センターの管理を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせますので、その候補者を次のとおり募集します。

平成20年7月22日

長野県知事 村井 仁

1 施設の概要等

(1) 名 称

長野県社会福祉総合センター

(2) 所在地

長野市若里7丁目1番7号

(3) 設置目的

県民の福祉向上と生活文化の振興に資するための場を提供するとともに、県民生活に関する各種の相談に応じることにより、社会福祉の増進に寄与する。

(4) 施設の概要

ア 施設の概要
講堂、研修室、第1～第3会議室、談話室、音楽室

イ 敷地面積

5,199.84m²

ウ 建物の構造及び延べ床面積

鉄筋コンクリート地上6階・地下1階

延べ床面積 8,716.08m²

2 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31までの3年間

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりです(詳細は、長野県社会福祉総合センター指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)及び長野県社会福祉総合センター管理業務仕様書(以下「仕様書」という。)によります。)

(1) 施設及び備品の維持管理に関する業務

(2) 長野県社会福祉総合センターの利用の許可に関する業務

(3) 長野県社会福祉総合センターの利用に係る料金に関する業務

(4) (1)から(3)までに掲げる業務に附帯する業務

4 応募資格

応募をする者は、次のいずれにも該当する者である必要があります。

(1) 法人その他の団体であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に該当しない者であること。

(3) 管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)及び建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領(昭和60年7月30日付け60監第288号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。

(5) 県税その他の租税の滞納がない者であること。

(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続開始の決定又は再生手続の開始の決定があった者でないこと。